

国民的民主制と指導者民主制

——ウエーバーの政治への基礎視點——
(二)

雀部
幸隆

目次

- 一 政治の要諦三則
- 二 現代政治の必須の条件としての民主制
- 三 国民的民主制
- 四 大衆民主主義の問題情況(以上前号)
- 五 民主制の古典的問題情況
- 六 指導者民主制(以上本号)
- 七 議會絶対主義への批判の視點(次号)

五 民主制の古典的問題情況

① 古代アテナイ民主制想起の必要

ところで、民主主義は何も現代の「大衆民主主義」になって初めて問題の様相を呈するようになったのではない。問題はそもそも「民主主義」それ自体に原初的に内在するものであった。そのことはすでに古代アテナイの民主主義が示したところである。むしろ民主主義だけが問題をはらむわけではない。人間の作る政体は君主制であろうと貴族制であろうと民主制であろうと、すべて問題をはらんでいる。もともと人間それ自体が問題的存在なのであるから、それ以外にはありやうがないわけである。にもかかわらず、民主主義を何かすぐれて理想の政治形態と見なし、たとえば現実の民主主義が様々に醜悪な様相を呈するのは、その民主制が遅れているからだとか未熟であるからだとか、あるいは「個の主体性」が真の意味で確立していないからだとする、わが国によく見受けられる道徳論的な民主主義観は、根本的な再検討を必要とする。

民主主義は何もそんなに立派で理想的な政治形態ではない、それは様々な問題の要素を含む。これは人類がすでに古代アテナイ・デモクラシーの爛熟期に経験したことである。その経験をたとえばアリストテレスは『政治学』で理論的に総括し、J・ブルクハルトは『ギリシア文化史』でヴィヴィッドに再現した。

アリストテレスは、別稿「ウェーバーにおける国家理性の理念」(本誌第一七〇号四ページ以下)に記したように、「民主制」を「国制」の逸脱形態と見なした。「君主制」を「王制」の、そして「寡頭制」を「貴族制」の逸脱形態と見なしたように。

アリストテレスが「君主制」、「貴族制」、「国制」(多数制)を「正しい国制」と呼んだゆえんのものは何であるか。それはそれらの政体がそれぞれの仕方ですべての利益、「公共の善」——つまり「国益」——を指すからである。かれが「僭主制」、「寡頭制」、「民主制」を「正しい国制」の逸脱形態と見なしたのはなぜか。それはそれらの政体がそれぞれ「特殊な」利益、「一人」、「少数者」、「多数者」のそれぞれパルティキュラーな利益を追求するからである。デモクラティヤは「多数の者」の「特殊な」利益を追求する。つまり、デモクラティヤにあつては「市民」各人が「一種の僭主」なのである(ヤーコフ・ブルクハルト『ギリシア文化史』第一巻、筑摩書房、一九九一年、三〇二ページ)。

* ブルクハルトは、「アテナイ民衆は一種の僭主であり、「ポリスの」観覧手当金庫〔後出③の(9)参照〕は、民衆の欲望を満足させるために、つねにいっばいにさせておかねばならない民衆の私的財宝である」という Böckh, Staatshaushalt der Athener, I, 527f の文章を引用している。〔〕内は筆者。以下断りないかぎり同じ。

これは現代の大衆民主主義の一形態としての「利益政治」に引き当てて考えてみるとよく分かるだろう。現代の「利益政治」の受益者大衆はまきれもない「僭主」だからである。仮にその「利益政治」の受益者が運よく当該国家の現在の全国民に及んだとしても、その全国民が、過去の国民(父祖)の成し遂げ行なったことを、受け継ぎ生かし引き受ける観点を抜きにして、また将来の国民(子孫)への配慮を行なうことなく、もっぱら現在の自分たちの利益(ないしそう見えるもの)の近視眼的追求をこととするならば——そしてこれが「利益政治」の「利益政治」たるゆえんである——、その場合には全国民が一人一人例外なく「僭主」なのである。そのことは、今日、「ツケを後世にまわすな、子孫にまわすな」という言い方で、多少とも人々の意識するところとなつていよう。

それゆえ「民主制」を「正しい国制」からの逸脱形態とするアリストテレスの見解が——そしてのちに見るように、その様相を具象的に描き出したブルクハルトの古代アテナイ民主制論が——、現在の一般的な民主主義観からすればどれほど違和感を覚えるものであるにせよ、まともな正面から受け止められなければならない。むしろそれは「民主制」を拒否したり、「反民主主義」を標榜したりするためではない。「民主制」を拒否するも何も「民主制」は現代政治の運命的条件だからである。その運命を引き受けるためにも、その条件に内在する本源的な問題性を即物的に見据える必要がある。これはウエーバーの社会科学方法論からすれば当然の要請だろう。

実際ウエーバーもまた、『古代農業事情』（第二版）や『経済と社会』（第五版）の中の「都市の類型学」等の記述を注意深く読むなら、当時のヨーロッパ古代中世史の専門研究に加え、アリストテレスやブルクハルトの古典的分析をしつかり踏まえて、その西欧史像や政治論を組み立てていることが分かる。かれの民主主義観は、以下に見るように、その原基的な姿においてアリストテレスやブルクハルトのそれと基本的に対応するものである。

② 「重装歩兵ポリス」から「民主制市民ポリス」へ

ウエーバーの『古代農業事情』（第二版）によると、古代ギリシアのポリスの国家形態は概略以下の発展経路をたどった。農耕「自由」民の共同防衛組織↓「城砦王制」(das Burgenkönigtum) ↓「貴族制ポリス」(die Adelspolis) ↓「重装歩兵ポリス」(die Hoplienspolis) ↓「民主制市民ポリス」(die demokratische Bürgerpolis) (M. Weber, GZSW, Tübingen 1924, S.35f. 東洋経済新報社版『古代社会経済史』一九六五年、五七ページ。強調はウエーバー。以下断りない限り同じ)。

このうち古代アテナイの「民主制」と通常いわれるものは、最後の二つの段階のものに対応する。だが、それは通常の観点からのことであって、のちに見るように、アリストテレスの定義からすると、「重装歩兵ポリス」は近似的には「国制」(「多数制」)に対応し、「民主制市民ポリス」が「民主制」に対応する。またブルクハルトが古代「ア

テナイ民主制」として典型的に描き出したものは、やはりウェーバーのいう「民主制市民ポリス」段階のものである。

そしてウェーバー自身、その命名の仕方、強調の仕方からも窺えるように、古代アテナイ民主制の典型を「重装歩兵ポリス」ではなく「民主制市民ポリス」に見ていた。「重装歩兵ポリス」において「民主化」が「相対的」に始まるが、しかし、ここでは「門閥支配」、「貴族制」は完全に打破されてしまっただけでなく、軍事的にも政治的にもポリスの指導的部分に「古来の権威主義的要素の残滓」(die Reste der alten autoritativen Institutionen)が、ウェーバーの別の表現では、かつての「門閥国家の権威主義的諸制度」(autoritative Institutionen des Geschlechterstaates)の要素が、残るのである (WuG, 5. Aufl., S. 805. 世良訳『都市の類型学』三二五ページ、三二六ページ)。だから、かれのいう「重装歩兵ポリス」は「重装歩兵民主制」(Hoplendemokratie)——という言葉をかれも使っている (ebd., S. 805, S. 806. 同上三二六ページ、三三〇ページ)——を基幹とする、それと「貴族制」(ないし現実にはその逸脱形態たる「寡頭制」との混合政体である。この「重装歩兵ポリス」で始まった相対的民主化が徹底的に推し進められ、「古来の権威主義的要素の残滓」が一掃されて、「完全に貫徹された民主制」(die voll durchgeführte Demokratie) (ebd., S. 783. 同上三三七ページ)、「急進『民主制』の究極的概念」(der endgültige Begriff der radikalen »Demokratie«) (Gazsw, a.a.O., S. 123. 前掲『古代社会経済史』二二六ページ)ができあがる。ここでは「手工業者」や「小商人」等の「下層市民」をも含む「都市在住のデーモス」が「都市の政治と諸制度とを支配」し (WuG, a.a.O., S. 782, 803, 805. 『都市の類型学』二三四ページ、三〇九ページ、三二六ページ)、「オクロス」(crowd, mob)——という言葉を使っている——がポリスの最高決定機関としての「民会」の「支配権」を掌握する (Gazsw, a.a.O., S. 217. 『古代社会経済史』三九五ページ)。これがウェーバーのいう「民主制市民ポリス」である。

それゆえウェーバーの「民主制市民ポリス」の政体は、古代人のいわゆる「オクロクラティヤ」(government of the mob, mob rule)、アリストテレスの「デモクラティヤ」の概念に明確に対応する。というよりも、ウェーバーは古代人のいわゆる「オクロクラティヤ」、アリストテレスの「デモクラティヤ」を明白に意識して、かれの「民主制市民ポリス」の概念構成を行なっているのである。

当然、そのことと関連して、ウェーバーのいう「重装歩兵ポリス」は、すぐのちの注に見るように、アリストテレスのいわゆる「国制」(「多数制」)に近似的に対応する。

ウェーバーは本稿(一)の二の②で触れたように、軍役資格の市民ないし平民への下降のうちに政治権力の「民主化」の決定的要因を見いだしたが、かれによれば、古代アテナイにおいて、「騎士的な密集方陣」(die ritterliche Phalange)方式から「軍紀厳正な重装歩兵戦闘」(der disziplinierte Hoplienkampf)方式への軍事技術の展開とともに(WuG, 5. Aufl., S. 803; 世良訳『都市の類型学』三二二ページ)、貴族門閥のポリス支配が「形式的に」打破された「(formal) gebrochen」(「防衛義務、したがって政治的完全市民権」の「(相対的に)民主化された」(relativ) demokratisiert)「重装歩兵ポリス」が出現する(GASW, a.a.O., S. 40; 前掲『古代社会経済史』六五ページ以下)*。

* このウェーバーの認識はアリストテレスの『政治学』第四卷第一四章のつぎの記述に照応する。「ギリシヤ人の間では、王制後の最初の国制では、国民権は戦争をする人々に授けられたが、初めのうちは騎兵に限られていた(それは戦争における力と優越とは騎兵にかかっていたからである、というのには重装歩兵隊は戦闘隊形を組まなければ役に立たないが、昔の人々の間にはそのようなことに關する経験も規則も存しなかったので、そのために戦力は騎兵にかかっていたからである)、しかし国の人口が増加して重甲武装を有する人々が一層強力になって来た時に、一層多くの人々に国民権が授けられるに至った。それゆえ今日われわれが『国制』と呼んでいるものを、以前の人々は民主制と呼んでいた。」(岩波書店版『アリストテレス

【全集】第一五卷一七九ページ。 Cf. E. Barker, *The Political Thought of Plato and Aristotle*, Dover Books, p.311.)

このポリスの中核市民層は、重装歩兵としての「武装自弁」の能力をもち、常時戦闘に参加する経済的時間的余裕を有する、したがって小規模の土地と「繫曳家畜」^{シムバ}、若干名の奴隷を所有する、「農耕市民層」(Ackerbürgerschaft)である (Weber, *GAZSW*, ebd. ウェーバー『古代社会経済史』六六ページ)。

かれらが「政治的な完全市民」に上昇し、「防衛義務」の中核を担うようになるのは、ほぼ「ソロンの改革」以降(前五九四年以降)であり、決定的には「マラトンの戦い」(前四九〇年)以後のことに属する(筑摩書房版ヤーコブ・ブルクハルト『ギリシア文化史』第一卷二九三、二九八、三〇〇ページ)。かれらはポリスの最高決定機関としての「民会」に出席する資格をもち、その「民会」に議案を発議する権限をもった「評議会」議員を選挙する権利をもつ。ただし「評議員」の被選挙権およびポリス最高の官職たる「アルコン」(執政官)職就任資格等は、門閥(貴族)に独占的に留保される(同上二九三ページ)。

したがってウェーバーのいう「重装歩兵ポリス」は「門閥国家の権威主義的諸制度」を残した、「重装歩兵民主制」基幹の、「重装歩兵民主制」と「貴族制」ないし(実際にはその逸脱形態たる)「寡頭制」との混合政体を内実とするものである*。そこでは、アリストテレスの表現を借りれば、「例えば戦争や平和や役人の執務報告審査などに関するものは、凡ての人々が」——つまり「国民権」——「政治的完全市民権」を有する「凡ての人々」である(引用者)——「決定権をもつ」が、「しかし、或ることどもは選挙された役人が、他の或ることどもは籤に当たった役人が決定」し、また「或ることどもは両者が一緒になって決定する」のである(『政治学』同上二八二ページ。ブルクハルトによれば、そのさい「選挙」は「貴族制的」なものと考えられている。前掲書三五四ページ)。

* アリストテレスも述べている。「国制」——実体的にはウェーバーのいう「重装歩兵ポリス」が近似的にそれに対応する（引用者）——とは端的に言えば、寡頭制と民主制との混合である。しかしこれらの混合された国制のうち人々は民主制の方へ一層傾いているものを「国制」と呼び、寡頭制の方へ一層傾いているものを貴族制と呼ぶのを習いとしている。『政治学』同上二六五ページ）。

ところが古代ギリシアの「もつとも富裕な諸都市」（Weber, *GAZSW*, a.a.O., S.125. ウェーバー『古代社会経済史』前掲二三〇ページ）なかんづくアテナイにおいて、積極的な海外膨脹政策が推進され（WuG, *SAufl.*, S.809. 『都市の類型学』三三四ページ）、「軍事勢力の重点が海軍戦力に移り」、「重装歩兵軍の軍事的意義が消滅する」とともに、「アッティカ民主制の最終状態」つまり「民主制市民ポリス」が出現する（ebd., S.782, 805. 同上二三四、三一六ページ）。その画期は、アテナイにあつては、前四八〇年のサラミスの海戦（アリストテレス『政治学』二〇五ページ、ブルクハルト『ギリシア文化史』第一卷三〇〇ページ）、決定的には前四四七年の対ポイオティヤ戦争におけるコロネイアの敗戦（Weber, WuG, S.805. ウェーバー『都市の類型学』三二六ページ）である。

この「民主制市民ポリス」においては、「防衛義務したがつてまた完全市民権は土地所有から解放され」、「艦隊勤務……の資格をそなえた（海港都市の）すべての者、つまりおよそ市民たるすべての者にたいして国家官職就任資格が与えられ」る（Weber, *GAZSW*, S.40. ウェーバー『古代社会経済史』六六ページ）。なぜなら「艦隊勤務」は「武装自弁のための費用をほとんど必要としない」からである（ebd. 同上）。もはや「厳格な軍事訓練も怠られるようになり、古来の権威主義的諸制度の遺物も廃止されて、都市在住のデーモスが、いまや都市の政治と諸制度とを支配するにいたつた」（Weber, WuG, S.805. ウェーバー『都市の類型学』三二六ページ）。アリストテレスも述べている。「そして今度は水夫として勤めた大衆がサラミスの勝利の、そしてこの勝利を通じて海上勢力による覇権の原因となつ

たので、民主制を一段と強化した。」(『政治学』二〇五ページ) こうして「水夫と漕手と舵手に」権力が移った(ブルクハルト『ギリシア文化史』第一卷三〇一ページ、原注9)。

そしてこの民衆は、生活費の相当部分を「海戦戦利品」(See Kriegsheute)に依存していたため——そのことによつてかれらは常時戦闘に参加するための「経済的余裕」(Abkömmlichkeit)を獲得したし、またかれらは「失うべき何物をも持たなかった」——、積極的な「戦争賛成勢力」となり、アテナイの「エジプトやシチリヤにたいする……ほとんど空想的とも思えるほどの対外膨脹政策」、つまりアテナイ帝国主義の担い手となったのである(Weber, WUG, S.803, 809. ウェーバー『都市の類型学』三〇九ページ以下、三三四ページ)。民衆は、古来、その機会と可能性とが与えられさえすれば、しばしば「帝国主義」や「利益政治」の社会的基盤、担い手となりうるのである。ウェーバーが『経済と社会』第二部第八章第四節で(かれの時代の)「帝国主義的資本主義」の「利害関係者」としての大衆に言及したとき(拙稿「ウェーバーのドイツ対外政治論——第一次大戦期のかれの戦争目的論を中心に」)相山女学園大学研究論集第二十九号『社会科学篇』一〇ページを参照)、その言及は、第一次大戦当時のドイツや交戦諸国の民衆の動向にたいするかれの実験に裏付けられたものであると同時に、古代アテナイや古代ローマその他の歴史の教訓から、かれが学んだ結果でもあったはずである。

③ 爛熟期アテナイ民主制の問題情況

ブルクハルトによれば、爛熟期アテナイにおいておよそ不可能なことは、「少数者による統治を万人のための自由と結び付けた制度の採用、被治者の権利の平等を前提とする寡頭政治、すなわちトウキディデスの言う『同権的寡頭政治』^{オリガルキヤ・イソノモス}であった(ブルクハルト『ギリシア文化史』第一卷、前掲二九七ページ)。アテナイ市民たちは「市民の平等を政治的不平等と結び付けることが決してでき」ず、すべての市民が同時に「投票に参加」し、「裁判官」と

なり、「市当局者」とならなければ収まりがつかなかった（同上二九七ページ以下）。

(a) 統治の全分野への市民の進出と官職の輪番・抽籤制　先にも見たとおり、ウエーバーのいわゆる「重装歩兵

ポリス」段階では、市民には「民会」^{デューエス}出席資格と「評議員」選挙権とが与えられたが、「評議員」および「アルコン」^{アルコン}（執政官）職を始めとする重要な官職の被選出資格は「門閥」に留保されていた。だが「民主制市民ポリス」段階になると、「民会」出席資格をもつ市民の範囲と数とが飛躍的に増大するとともに、「評議会」選出やその他の官職の任命にも、選挙に代わって「抽籤制」が導入され、評議員その他の官職の門閥独占が崩壊した（ブルクハルト、同上二九四、三五四ページ。Weber, *GAZSW*, S. 40. ウエーバー『古代社会経済史』六六ページ）。もとよりウエーバーも言うように、「およそ市民たるすべての者にたいして国家官職就任資格を与える」というこの「傾向」が必ずしもあらゆる「資格範疇の官職 *Amtsqualifikation*」に関して字義どおり貫徹されたわけではないが、しかしその「傾向」が明瞭に看取されたことは確かである（Weber, *ebd.* ウエーバー、同上）。

(b) 「人民決議」の「法律」にたいする優位　そして市民は「評議会」の予備協議をも「自分の気に入る限りにおいてしか考慮せ」ず、その時々^{デューエス}の判断、いや「気分」にしたがって「民会」で次々と「政令」^{ポリティック}Ⅱ「人民決議」を發布し、その「政令」Ⅱ「人民決議」が「至高の価値」をもつにいたった（ブルクハルト、前掲三三五ページ）。これはアリストテレスの言う「法律ではなく、民会の政令が至高のもの」となる「民主制」であり、「僭主」の「命令」の代わりに「民衆」の「命令」（政令）が支配する多数者の「専制」である（アリストテレス『政治学』一五九ページ以下、ブルクハルト同上三五三ページ以下）。ウエーバーも『都市の類型学』で述べている。「アテナイでは最後には民衆にたいして毎年既存の諸法律の存続・変更の当否が問われるまでになった。いまや現行法はいわば人為的に（*Künstlich*）制定されるものであり、また制定されねばならず、しかもその適用を受けるべき者の同意にもとづく、というこ

とが全く自明のことと解されるようになったのである。」(WuG, s. Aufl., S. 782. 『都市の類型学』二三三ページ以下。強調は引用者)これは今日風にいえば「民意の尊重」を極大化することからする当然の帰結だろう。しかし、それでは「法」の普遍性と安定性、恒常性は失われてしまう。だからアリストテレスは、「法律」に優位する「人民決議」の支配する「民主制」を、その時々多数者たる「民衆」の「専制」としたのである。

(c)「十人將軍制」 さて、アテナイの民衆は民会で投票権をもつだけでなく、同時にみずから「裁判官」でもあり「市当局者」でもなければ気がすまなかった。しかもその役職は「抽籤制」が原則で、「選挙」による任命は「貴族制」なものとして退けられた(ブルクハルト、前掲三五四ページ)。さすがに軍指揮官の任命だけは別で、その任命にあたっては「選挙」制が採用されたが、しかし「個人の力を優勢にさせないために」、軍の指揮権は(各「部族」で)「毎年」選ばれる「十人の將軍」に委ねられた。かれらは各自自己の属する「部族」の部隊の指揮に当たると同時に、「一年交替」でアテナイの「最高指揮官」の職務を担当した(同上二九八ページ)。このシステムは、前四〇五年にアテナイがアイゴスポタモイの海戦で「ただ一人の指揮のもとにある」スパルタ軍に大敗する一因となった(同上)。のちにマケドニア王ピリッポス二世はアテナイの「十人將軍制」について次のように揶揄したという。「毎年將軍として選ぶべき人が十人もいるアテナイの人たちは幸福だ！ 私は長年にわたってただ一人しか、つまりパルメニオンしか見つけられなかった。」(同上三〇〇ページ、原注3)

(d)官職輪番制による統治業務の混乱 その他の一時的ないし恒常的官職や諸種の委員会はデーモスが籤によって交替でそれを引き受けた(同上三〇九ページ)。ウェーバーも『都市の類型学』に記している。「市民は、民会、陪審員勤務、評議会議員としての勤務、輪番制の官職勤務、とりわけ出征……によって忙殺されていた」、そうした状態は文明史上「あとにも先にも例のないほどの規模に達した」と(Weber, WuG, s. Aufl., S. 810. ウェーバー『都市の類

型学』三三五ページ)。そしてかれらが「戦争、資金の調達、都市や同盟諸国における現行の日常業務、貢税の徴収、兵器廠や神殿の維持」等に関する「ありとあらゆる決定を際限なく独占した結果生じた大量の事務仕事」は、当然のことながら「非常な混乱を招かざるをえなかつた」(ブルクハルト、前掲三〇九ページ以下、四二七ページ)。そこで人々はかれらのほかに常時実務を担当する諸種の「書記」を雇うこととしたが、その結果、「市民」たちが、国務の実際の遂行に関して、しばしば「国有奴隷」から徴募されたこれらの「書記」たちに依存せざるをえなくなつたのはいうまでもない(同上三二〇ページ)。

(e)市民への「官職諸手当」・「観覧手当」の支給　ところで、普通なら「経済的余裕のない」デーモスが常時(海戦・遠征用の)「三段橈船」に乗り組み、「民会」や「民衆法廷」に出席し——最盛期のアテナイは同盟諸国の法的諸事件も裁いたから、「市民」の約三分の一が何日にもわたつて法廷に出席したという——、輪番で多種多様の諸役に就任するためには、「戦時手当」や「民会手当」、「法廷手当」その他、それに見合つた様々な「役職手当」が必要である。それに、一つにはポリスの結束のため、一つには民衆の気晴らしのため、祝典や競技の開催、公的会食、観劇の行事を欠かせるわけにはいかず、これらの祭礼・行事・観劇への参加を保障するため、膨大な「観覧手当」が民衆に支給された。これら「諸手当」は「絶対侵すべからざる聖域」と見なされ、やがてアテナイ国家は、資金逼迫のため、「勝てる戦争をもいくつも失つた」とされる(ブルクハルト、同上三〇一ページ以下)。

(f)有産市民の「公共奉仕」義務　むろんこれら「諸手当」の支給のためには、それを負担する者がいなくてはならない。その負担者はまず第一に海外植民地やアテナイの覇権下にある諸国家の住民であり(同上三〇四ページ)、第二に国内の富裕市民や資産家であつた。後者はそれ自体多額の税負担に任ずるだけでなく、「三段橈船儀装義務」をはじめ、下層市民の軍装費用や埋送費用・かれらの娘たちの結婚費用にたいする負担、祭祀・祝祭・演劇用合唱

隊費用の負担、体育行事や闘技の費用負担、遠隔聖所への祭典使節派遣費用の負担、さらには「部族」や「地区」の朋輩にたいする饗応等々、ポリスや一般市民にたいする多種多様の「公共奉仕」に^{レイトンブルグ}応じなければならなかった(同上三二四ページ以下。Vgl. auch Weber, WuG. 5. Aufl. S. 810. ウェーバー『都市の類型学』三三五ページ)。さもなければ、かれらは「あたかもアテナイ人たちの財産を盗みでもしたかのように」民衆法廷に告発され、財産没収の憂き目に遭うことを恐れなければならなかったのである(ブルクハルト前掲三二六ページ以下)。

(g) 「陶片追放」 アリストテレスのいわゆる「民衆の専制」は「陶片追放」に極まる。この制度は「僭主制を永遠に追放する」という名目のもとに導入されたものだが、これは毎冬評議会が「ある市民を追放すべき理由があるか否か」を民衆に問うものであった。追放賛成票「六千票以上」に達した者は「十年間、少なくとも五年間」国外追放の処分を受けた。むろん当時の「国外追放」は法外放置は死の危険をとまなう(ブルクハルト、同上二九八ページ以下。Vgl. Weber, aaO. S. 812. ウェーバー『都市の類型学』三四〇ページ)。プルタルコス^{プルタルコス}は前四一七年のアリストテレス追放に関して述べている。「それに民衆もその頃になると勝利に乗って気位が高くなり自分たちが非常に偉いものだと思ひ上がった、一般の人よりも高い栄誉を示す名称に反感を抱いていた。・・・陶片投票は邪悪にたいする懲罰ではなくて、威望や重すぎる権力を引き下げて打ち砕くことの体裁のいい名前であった。云々」(岩波文庫版河野与一訳『プルターク英雄伝』第五卷一六ページ)後年ソクラテスはアテナイ市民たちによって死刑に処せられたし、高齢のアリストテレスもまた「瀆神」のかどで告訴され、カルキスに逃れてマケドニアの保護を受けた(ブルクハルト、前掲三三三三ページ)。

(h) デマゴグの跋扈と利益政治の横行 こうした「民衆の専制」には、無数の「煽動政治家」や「証告者」^{デマゴグ}たちの教唆・煽動・密告があずかって大きな力があつたことはいうまでもない(ブルクハルト、同上三三五ページ以下)。

また民衆の「民会」参加や「法廷」参加、輪番の「官職」遂行にさいしては、そうした煽動・密告と不可分の形で、大小無数の買収、供応、贈収賄が行なわれた(同上三二五ページ以下、三二七ページ以下)。要するに民衆が「政治」にかかわる機会が増えれば増えるほど、それだけかれらが金銭で汚染される機会も増えるのである。すでに別の機会に触れたように、ウェーバーは、「新秩序ドイツの議会と政府」ほか晩年の政治評論において、「直接的な国民立法」と「直接的な国民選挙による公務員の任命」などというエルフルト綱領(一八九一年)いらいのドイツ社会民主党の直接民主制への綱領的要求を批判して、いまでも通常の議会選挙には大変な金がかかり政党の資金面での「利害関係者」への依存は相当なものであるのに、もしそうした法案にたいする「国民投票」と公務員の「国民選挙」との「排他的支配」が行なわれるなら、「金力に物言わせた利害関係者たちの権力」と「かれらに資金を仰ぐデマゴーク集団の無軌道な跳梁ぶり」とはもはや手の付けられない規模に達するだろうと警告したが、その警告は、右の爛熟期アテナイ民主制の経験を踏まえてなされたものでもあつたらう(MWG I/15, S. 54f. 『政治論集』四三四ページ以下。拙稿「ウェーバーの国家Ⅱ『アンシユタルト』論と『民主主義』イデオロギー批判」本誌一七二号九一ページ以下)。

(i)ブルクハルトの診断 こうして爛熟期アテナイの「市民」たちが年がら年中総発情状態にあるかのように各種の「政治参加」に血道を挙げ、不断の「告訴」にふけるのは、時として正当な事由があつたにせよ、やはり「一種の病氣」であつた。しかもそれは「不治の病いたらざるをえない病氣」であつた。なぜなら「人々はそれを健康のしるしと考えていたから」である(ブルクハルト前掲三二八ページ)。アリストパネスも喜劇『鳥』でエウエルピデスに次のように言わせている。「あんな喧しい蟬でもが、枝葉の上で歌うのはせいぜい一、二カ月だけというのに、アテナイ人は一生のあいだ公事の訴訟ので歌い暮らそうてんですものね、云々。」(人文書院版『ギリシア喜劇全集』第

アリストパネスやブルクハルトに付け加えて、われわれはさらに言うことができるだろう。この病気は同時に「欲望ナチュラリズム」という病いを併発するものでもあった、全般的な「政治参加」という「政治病」が民衆をとらえるとき、それは現実には「欲望ナチュラリズム」への民衆の「総汚染」をも結果するのである、と。

(j) バジヨットの民主主義評　この「完全に貫徹された民主制」「急進『民主制』の究極的概念」(ウェーバー、前掲)については、多分ウォルター・バジヨットの次の言葉が当てはまるだろう。「民衆の言論機関は、民衆に迎合的な議論ばかりをする。そしてそれ以外の言論機関は、事実上その意見を民衆の耳に入れることができない。民衆は、自分自身に対する批判を決して聞こうとはしない。民衆が追放した教養ある少数者が、民衆の統治に比べて、一段と立派に、また賢明に統治していたことを、だれも民衆に教えようとはしない。民主主義は、恐ろしい破滅を味わわないかぎり、民主主義の打ち負かした体制へ復帰しようとはしない。なぜなら、そうすることは、みずからが劣っていることを容認することになるからである。民主主義は、ほとんど耐えがたい不幸を体験しないと、みずからが劣っていることを決して信じないのである。」(『イギリス憲政論』第八章末尾、中央公論社版『世界の名著』第六〇巻二八三ページ。強調は原文)

【補説】ウェーバーの「貴族制」効用論

こうした爛熟期アテナイ民主制への批判から、アリストテレスは、現実には「寡頭制と民主制との混合」政体としての、しかも後者に「一層傾いた」政体たる、「^{ポリティヤ}国制」をもって、相対的に望ましい国制と考えた(『政治学』同上 一六五ページ)。すでに指摘したように、後世ポリビュオスやカルヴァンなどもその見解を踏襲した(拙稿「ウェーバーにおける国家理性の理念」本誌第一七〇号六ページ)。とくにカルヴァンは、『キリスト教綱要』最終版第四篇第二〇章「政

治的統治について」において、「統治様式」は当該政治体の置かれた歴史的地政学的諸条件に応じてどれが良いとは一概に言えないけれども、それでも一般的な理想を述べることが許されるなら、自分としては「市民政治と境を接したような貴族政治」、ないしは『貴族政治』と『市民政治』とを適度に調和したもの」が、「他のすべての体制よりもはるかにすぐれたもの」と考える、とした（新教出版社版渡邊信夫訳『キリスト教綱要』Ⅳ／2二三九ページ以下）。

カルヴァンの場合には、かれの活躍したジュネーヴの都市国家の性格からして、おのずと「共和政体」が前面に出てくるが、「君主制」を維持する近代のイギリスやドイツにおいては、前者についてはポーリングブルクやE・パークに、後者についてはH・W・A・V・ガーゲルンやF・C・ダールマンらドイツの初期自由主義者たちに典型的に見られるように、「君主制」と「貴族制」と（穏健な）「民主制」との「混合政体」が相対的に望ましい、あるいは相対的に理想的な国制と見なされた。ダールマンによれば、「大国の統治形態は、永続性を保つためには、同質的なものでなく、異質の……諸要素から構成されねばならない」のである（Carl Schmitt, *Verfassungslehre*, 5. Aufl., Duncker & Humblot, 1970, S.202ff. みずす書房版カール・シュミット『憲法論』二三八ページ以下）。

ウェーバーの国制論も、基本的にはこうしたアリストテレスらしいの「混合政体論」の系譜を踏襲するものである。その点はいずれの「君主制」支持論のほか（本誌第一七二号所収の拙稿「ウェーバーの君主制論」参照）、以下に紹介するかれの「貴族制」効用論を見ればよく分かる。ウェーバーは、「貴族制」の肯定的側面を、逆説的ながら、普通選挙制の理論的根拠づけを最大の課題の一つとした「ドイツにおける選挙法と民主主義」（一九一七年二月）で解明した。

① 国民の精神文化に及ぼす貴族制の影響

かれによれば「貴族制」は、なによりもまず一般的に国民精神の在り方に大きな感化を及ぼすものである。「貴族

制」はそれが「本物」であるかぎり (eine echte Aristokratie)、「国民全体のあいだに良くその高邁な理想にたいする感受性と志向性とを喚起する」ことができる。なぜなら「平民層は貴族の挙措振舞(Geste)を真似るものだから」である (MWGI/15, S.374. 『政治論集』二八九ページ)。それと関連してウエーバーは、「本物の貴族制」は国民の間に「良き趣味」を養うのに貢献するが、その育成は政治の観点からも決して軽視されるべきものでないことを強調する。「高度の趣味の育成に最もふさわしいのは何と言っても堅く結束して自信に満ちた古くからの貴族制だが、その伝統を模範として踏襲する民主制も、貴族制に劣らずそれに好適な条件を生み出すことができる。そしてこの良き趣味の育成は純粹に国政上の観点からしても決して蔑ろにはできない事柄である。事実、フランスが今日世界中で獲得している威信は、この国が過去の貴族主義の時代からずっと守り続けてきた文化遺産・・に負うところが極めて大きいのである。云々」(Ebd., S.375f. 同上二九一ページ)

②「政治指導者」の供給源としての「貴族制」

ウエーバーが「貴族制」の直接的効用として挙げる第一の事柄は、かれに特徴的なことだが、「政治指導者」の潜在的プールとしてのその役割である。「真の貴族制は、その揺るぎない伝統、社会的に広いパースペクティヴの保持といった長所を、さらに『少数』の利点と結びつけて生かすことにより、国の指導者として政治的に高い価値のある成果を収めることできる。」(MWI/15, S.374. 『政治論集』二八九ページ。「少数」の利点については、本稿(一)の二の導入部分を参照)

その点では世襲の大貴族層の存在がとくに重要だとウエーバーは言う。なぜなら、世襲の大貴族は、もともと自己の大規模な所領で経営管理の予備訓練を受け、また領主としてのその地位からして支配の業務に日頃から慣れ親しんでいるため、一国の政治の舵取にも比較的容易に習熟することができるからである (Ebd., S.380f. 同上二九六ペー

ジ)。かれらは「外面的」にも「内面的」にも「経済的にゆとりがあり」(ökonomisch abkömmlich)‘いつでも「政治的に挺身する」ことができる。かれらの間では「貴族たるものは、国家のために、(für den Staat) 生きることができねばならず、国家によって、(von ihm) 生きるものであつてはならぬ」という格率——いわゆる *noblesse oblige*——が妥当する (ebd.: S.376. 同上二九一ページ以下)。「こうした領主層はイギリスに存在したし、またかれらは古代ローマの元老院貴族の中核をなす存在でもあつた。だから、これらの領主層が、国政上、他の何ものによつても換えがたい政治的伝統と政治的修練との体现者であり、並びなき政治的調整の担い手であることは、疑いを容れない。」(Ebd.: S.381. 同上二九六ページ)

③ クールな政治

ウェーバーは「情緒的要因」に左右されやすい大衆民主制の危険に極めて敏感であつたが、それとの対比において、かれは貴族制的統治の相対的にクールな性格を指摘する。「政治的伝統を持った貴族制の支配は、民主制の支配形態と比べて、国政上、情緒的要因に左右されることが比較的少ない点で、すぐれている。つまり貴族制下の国の政治の舵取は、民主制下の国のそれと比べ、平均的に見て比較的冷静な頭脳によつて行なわれることが多いのである。」だが、そうした冷静な頭脳は、徹頭徹尾、意識的に培われた一定の生活態度の所産であり、だからまた「貴族の」『面目』(Contenance)を保つよう不断の薰陶を受け自らもそれに励む、自覚的な生活営為の所産である。ふう貴族制は無言の取り引きの才に秀でているが、それは民主制下の大衆や現代の非議会制的君主制の君主「ヴィルヘルム二世やニコライ二世」……には到底期待できない代物である。」(A.O.: S.374. 前掲書一八九ページ以下。ただしみず書房版のこの邦訳書は、ウェーバーの貴族主義評価の文脈に当惑してのことか、右に筆者が「貴族制の支配が……情緒的要因に左右されることが比較的少ない」「傍点筆者」と訳した所を、「比較的に少なくない」「傍点筆者」と正反対に誤訳している。)

④ 政治的節操の問題

最後にウェーバーは、「貴族制」の相対的な非情緒的性格との関連で、政治的には「その日暮らし」の**大衆と比較した**場合の、**貴族ないしはそれに準ずる「資産家」の「政治的節操」**一面での相対的堅固さを指摘する。

「社会民主党内でのパウエル・ジンガーの重要性とかれの地位とは……かれの資産によるところが大きかった。かれはその資産のゆえに党によつて、生きる必要がなく、党のために生きることができたのである。」「政治的節操」はどちらかといえは「資産のある人間」の方がそれを保ちやすい。「これはいかなる道徳主義(kein Moralismus)をもつてしても変えることのできない」命題である(a.a.O. S.379. 同上二九五ページ)。「己の生存のため日々格闘している無産の大衆は、そうした心配のない有産者の『冷静な頭脳』よりも、政治におけるあらゆる情緒的動機、つまり激情と煽情的性質を帯びたその時々**の衝動**にとらえられやすい。それゆえ、ほかならぬ民主主義諸政党が、純粹に個人的信念から政治の仕事に専念できる**経済的に安定した人々**にも党の指導的地位を提供し、それによつて**そうした無産大衆の影響にたいする種々の対抗力をそなえることは、ぜひとも望ましいことと思われる。**」(Ebd. S.379f. 同上)「政治的節操」と冷静な思慮とは、他の事情が同じだとすれば……**資産のある人間の方により、多く見いだされるものである。……かれらもまた政治的な仕事、しかも民主主義的な政党政治の仕事に加わってくるかどうかは、将来の重大問題である。**」(Ebd. S.380. 同上)

⑤ 「平民」の国としてのドイツ

だがウェーバーによれば、**残念ながらドイツには「十分な広がりをもち政治的伝統を有する貴族制は存在しない」**(ebd., S.386. 同上三〇一ページ)。ドイツ人は基本的には「**平民の民族**」(ein Plebejenvolk)なのである(ebd., S.388. 同上三〇四ページ)。

当時のドイツ帝国の覇権的邦はプロイセンである。そのプロイセンにおいてかつての農場領主ザイツヘルの系譜を引くユンカーは、右にウェーバーの言う意味では「貴族」ではない。かれの言う意味での「貴族」たるためには、その者たちは「国家によって、(vom Staat) 生きる」のではなく「国家のために、(für den Staat) 生き」ねばならず、したがっていつでも「政治目的に挺身することができるように」「経済的にゆとり」(ökonomisch abkömmlich)がなくてはならない(この「ゆとり」はもちろん時間的精神的な「ゆとり」でもある)。しかるにユンカーは、かつてはともかく、いまでは——南北アメリカ、ロシアからの安価な穀物のヨーロッパへの大量流入をきつかけとする一九世紀末農業恐慌らしい——「経済的に生きるか死ぬかの生存闘争」に追い込まれ(「国民国家と経済政策」 MWG1/4, 2. Hab. S. 567. 『政治論集』五六ページ以下)、「経済的には農業企業家の仕事と利害闘争——工場主のそれと同様の容赦のない社会経済的利害闘争——とに従事する企業家」である(「ドイツにおける選挙法と民主主義」 MWG1/5, S. 381. 同上二九七ページ。だから「企業家」もまた資産はあってもウェーバー的には ökonomisch abkömmlich ではないのである)。しかもユンカーは一九世紀末らしい高率の農業保護関税なしには経営が成り立たず、第一次大戦敗戦後にはその経済的政治的没落傾向は加速する。だからかれらは到底「国家のために」「生きる存在ではなく、文字どおり「国家によって」「生きる存在と成り果てたのであった(この受益者集団化 ≡ Klient 化したユンカーは、やがて別稿で見えるように、ワイマル末期にただでさえ山積する難問をかかえて呻吟する共和国政府にたいして「東部救済問題という難題を突き付けることとなる。プリューニク政権もシユライヒャー政権も直接にはこの問題でつまづいて崩壊するのである)。

こんな階層を「貴族」と言いくるめるなら「偽物」になる、とウェーバーは言う。そしてかれはこのユンカーの——「その内的本性からして決して紳士的でもなければ『貴族的』でもなく、徹頭徹尾平民的な」——風習を模倣した「名士の会」ゲゼルシャフトや「予備役将校」、その予備門としてのドイツの「学生組合」の習律を——かれ自身も

若気の至りで経験したことのある「決闘」の習律をも含めて——厳しく論難する。そんなものはすべて所詮はその「資格」もないのに「貴族の役を演じたい」という徒な願望に根ざした「成り上がり者の相貌」(eine Parvenüphysiognomie)にすぎない、と。かれによれば、本物の貴族主義は民主化可能だが、似而非貴族主義は民主化できないばかりか、鼻持ちならぬ醜悪物に転化せざるをえないのである (ebd. S.381ff. 同上二九六ページ以下)。

ともあれ、ウェーバーの見るところでは、ドイツには「十分な広がり」と政治的伝統とを有する貴族制が存在せず、ドイツは基本的には「平民」の国——「あるいはそう言った方が耳障りが良いと言ふのなら」、「市民」の国——である (ebd. S.388. 同上三〇四ページ)。そして、この「平民民族」ないし「市民的民族」に徹することによってこそ——とかれは続けている——、ドイツ人は真の「ドイツ特有の作法」(eine spezifisch "deutsche Form")を生み出すことができるのである (ebd. S.386. 同上三〇二ページ)。

こうしたかれの主張を念頭におくなら、次節に見るかれの「指導者民主制」論も、かつて貴族層が果たした政治的機能の担い手を、真の貴族制の伝統を欠くドイツで、しかも大衆民主主義の条件のもとで、いかにして作り出し育てて行くかを考えようとするものだった、といえるだろう。

ウェーバーは、『職業としての政治』の終結部分で、本物の政治家の備えるべき徳目として、情熱、責任感、冷静な判断力の三つを挙げたが、これらの政治的徳性は、何百年もの間、さまざまな種類の「貴族制」、その最良の代表者たちによって担われ、育まれてきた。そして、そうした徳性を生み出し維持するために、永年の「貴族制」の政治的伝統の中で、独特の身分的名譽觀念が培養され、その名譽觀念に照らした他律的自律的修練、身分組織内部での優秀な者の独特の選抜方式が培われてきた。こうした「貴族制」の「政治指導者選抜システム」に何を代置するか、これがかれの「指導者民主制」論の眼目だったように思われる。

六 指導者民主制

①「指導者民主制」のコンセプト

以上、ややくわしく見てきたように、「民主制」は、現代の大衆民主主義の形態をとるものであらうと、古典古代のアテナイ民主主義の形態をとるものであらうと、「オクロクラティヤ」に墮す危険を内包するものであつた。その形態は、街頭民主主義、人民投票の民主主義、官職輪番制、無制約な行政公開、民衆裁判、利益政治等々と、種々様々である。また「オクロクラティヤ」への転化は、ある意味では「民主制」の「理念」に内在するものとさえいえる。なぜなら、その「理念」とは、治者と被治者との「同一性」の追求であり、「民意」の尊重、というよりも神格化（「民の声は神の声」）であり、統治業務への最大多数の民衆の最大参加だからである。つまり、通常「直接民主主義」と呼ばれるものが「民主制」本来の「理念」なのである。そして「直接民主主義」は、ごくローカルな政治体のそれを別にすれば、結局のところ「大衆民主主義」である。その点は爛熟期アテナイの「民主制」を見れば一目瞭然だろう。それゆえ「民主制」に内在する「理念」の無制、御、な、極、大、追、求、が、な、さ、れ、る、な、ら——ウエーバーはそれを「完全に貫徹された民主制」「急進『民主制』の究極的概念」と呼んだ——、「民主制」は容易に「オククラティヤ」に転化しうるし、実際また歴史上転化した（なお治者と被治者との「同一性」の文字どおりの実現が不可能なゆえんについては、拙稿「民主制の二つの概念」本誌第一五五号、一九九四年三月、一九二ページ以下を参照されたい）。

だが、いずれにしても、「民主制」は現代政治の必須の条件、運命的条件である。だとすれば、現代政治の運営にあたっては、「民主制」に嚮をはめ、^{ヤマインツァー} 国益優先、国家の *Regierbarkeit* 重視の観点から、この政治における根底

的な二大価値の実現に向けて、「民主制」を効果的に統御し領導する以外に手だてはないだろう。かつてはアリストテレスらしい、その統御・領導の方策として「貴族制」(ないし「寡頭制」と「民主制」との混合政体が考えられたものだが、またウェーバー自身、「貴族制」の効用を認めるのにやぶさかではないけれども、しかし、一つには現代社会の一般的条件からして「貴族制」は衰退の一途をたどる運命にあり、また一つには、ウェーバーの見るところ、ドイツにはそもそも「十分な広がりをもち政治的伝統を有する貴族制」が存在しないことから(前節末の【補説】参照)、かれは、以下に見るように、真に実効的な「議會制」の確立によって「民主制」の統御・領導をはかろうとしたのである。

「実効的」という意味は、あらかじめ要約していえば、当該の議會が、国政上それにあざわしい権力と權威とを備えた議會でなくてはならず (MWG I/15, S.450. 「新秩序ドイツの議會と政府」『政治論集』三四九ページ以下。以下引照にさいしては「新秩序ドイツの議會と政府」はたんに「議會と政府」と略記する)、他方では統治府にたいして単に被治者の不満をぶつけるだけの議會であつたり、だからまた単に「おしゃべりするだけの議會」(ein redendes Parlament) (「ネガティヴ政治」の議會、「指導者不在の議會主義」führerloser Parlamentarismus)であつたりするのでなく (ebd., S.486, S.497f. 『政治論集』三三三、三九四ページ。WuG, 5. Aufl., S.162. 「支配の社会学」一五八ページ)、国家の政治指導を統治府とともに「共同で規定する」(mitbestimmen) 「活動的議會」(ein arbeitendes Parlament)、そしてみずからの内部で「政治指導者」を選抜淘汰し、その内部から「政治指導者」を輩出させる能力をもった議會でなくてはならない (MWG I/15, S.486. 『政治論集』三三三ページ)、という意味である。こうしたいわば「指導者議會制」のシステムに組み込まれ、それによつて統御され統率された民主制、その意味での「秩序ある民主制」(eine geordnete Demokratie) (ebd., S.538. 『政治論集』四一九ページ)、これがウェーバーのいう「指導者民主制」(Führer-Demokratie)であつた (WuG, 5. Aufl., S.156f. 『支配

の諸類型』一四〇ページ以下、MWG I/17, S.224。『職業としての政治』、『政治論集』五九四ページ。以下引照にさいしては「職業としての政治」はたんに「政治」と略記する）。

② 政治と行政

(a) 全般的官僚制化の時代としての現代　ウエーバーを知る者には周知の命題だが、「現代政治」とりわけ「日々の行政」において「決定的役割を演ずる」のは、「議会の演説」でもなければ「君主の宣言」でもなく、「官僚制」である（MWG I/15, S.450。『政治論集』三五〇ページ）。官僚制はとりわけドイツで著しい発展を遂げ^{*}、その長所・弊害もとりわけドイツで著しいけれども、^{**}しかし、第一次大戦を画期として、官僚制は欧米先進諸国で国家や企業ばかりか政党・教会・大学等の近代諸組織の経営をも捉える支配的な「生活形態」^{（レブンスフォルム）}となった。現代はウエーバーによれば「全般的な官僚制化」（die universelle Bürokratisierung）の時代である（*ibid.*, S.461f. 同上三六〇ページ）。

* それは、すでに別稿に記したように、ウエーバーによれば、列強に重囲された中欧国家における強力な常備軍設置の必要の然らしむるところであった。逆に、ヨーロッパ大陸諸国と比べて相対的に安全な島国イギリスにおいては、大規模な常備軍を置く必要がさほどなかったため、最近にいたるまで官僚制は未発達なままであった（拙稿「ウエーバーの君主制論」本誌第一七二号一二ページ以下）。オットー・ヒンツェもその点に着目して、一七世紀中葉におけるヨーロッパ大陸におけるブルボン家とハプスブルク家との覇権争奪戦いらい——そこへプロイセンのホーエンツォルン家が割って入る——、MilitarismusとAbsolutismusとが大陸諸国家の特徴となったとすれば、*militia*と*self-government*とが島国イギリスの特徴となった、そしてそれにともない王権の性格も、大陸諸国に比し、イギリスでは絶対主義的性格が相対的に僅少で、「君臨すれども統治せず」の原則への移行が比較的容易であったと述べている（O. Hintze, *Gesammelte Abhandlungen*, Bd. 1, Staat u. Verfassung, 3. Aufl., Göttingen 1970, S.69）。ヒンツェはイギリスは絶対王制の推転形態たる「立憲制的君主制」（前掲拙稿二三三ページ以下参照）を

本格的に経験しなかったのではないかと指摘している (a.O., S.362ff.)。

* ドイツが官僚制国家の典型となったことのマイナス面は、むしろウエーバーの強く意識するところであった。というよりも、とくにビスマルク退陣後にドイツの内外政治を官僚が牛耳るにいたったその否定的影響が第一次大戦期に極点に達し、そうした官僚政治によつてはもはやドイツの戦争指導も戦後再建も不可能だという危機意識が、ウエーバーをして「指導者民主制」論を展開させた直接の契機となる。だがその文脈の問題は、かれのドイツ内政改革論の展開を対象とする別稿で扱い、ここでは立ち入らないこととする。

(b) 「政治」と「行政」 しかしながら、「日々の行政」において官僚制の果たす役割がどれほど決定的であるにせよ、「政治」(Politik)は「行政」(Verwaltung)に還元せられうるものではない (ebd., S.465f. 同上三六四ページ以下)。「行政」は、ウエーバーの定義によれば、近代の法治国家においては、「団体秩序によつて定められた」(durch Verbandsordnungen vorgesehen)「利益」(Interessen)を、「法規則の枠内」で、また「一般的に挙示しうる諸原則」に従つて、「合理的に維持増進すること」(die rationale Pflege)である (WAG, 5. Aufl., S.125. 世良訳「支配の諸類型」一三ページ以下)。

これにたいして「政治」は、やはりウエーバーの定義によれば、広義においてはおよそありとあらゆる「団体」(Verband)の「自主的指導行為」(selbständig leitende Tätigkeit)を指し、狭義かつ勝義においては、「政治団体」なかんづく「国家」を「指導」し、もしくは「その指導に影響を与えようとする行為」である(『政治』MWG I/7, S.157. 『政治論集』五五五ページ)。むしろん政治の世界においては「権力」なくして「指導」なしの準則が端的に妥当するから(拙稿「ウエーバーの国家」『アンシュタルト』論と『民主主義』イデオロギー批判)本誌第一七一号五六ページ)、ウエーバーはまた「職業としての政治」において「政治」をつぎのように定義した。「政治とは……権力に関与し、権力の配

分関係に影響を及ぼそうとする努力である。」(Ebd., S.159. 同上五五六ページ)

つまり「政治」はすぐれて「自主的」な「指導」行為であり、その「指導」をみずから全面的に引き受け、あるいはその「指導」に影響を及ぼそうとする「権力」闘争である。

もちろん「政治」にたずさわる者は、法治国家においては、「法」あるいは「制定規則」という「非人格的な秩序」に服し、その枠内で行動する(WuG.a.a.O.『支配の諸類型』一四ページ)。しかしながら、かれ(もしくは彼女)は、「政治団体」なかんづく「国家」の有効な「指導」を行なうために、その「制定規則」そのものの改変にも手を染めることができる。むろん、法治国家においては、その改変にあたっては、これまたあらかじめ定められた改変の手續に従うことが要請される。だが、かれ(もしくは彼女)は、原則としてその手續に従いさえすれば、「行政」にたずさわる者が「法規則の枠内」で「一般的に挙示しうる諸原則」に従って「維持増進」すべき当の「利益」の内容と方向とを、さらにいえば、その「利益」の内容と方向とをあらかじめ指示し定める「団体秩序」そのものを、変更することができるのである。でなければ、かれ(もしくは彼女)の行為は「自主的」な「指導」行為とはいえないだろう。要するに「政治」にたずさわる者は、「国益」を増進するために「国策」を策定し、変更し、その策定・変更された「国策」を国民の可能なかぎり自発的な協力を調達しつつ実現すべく、「自主的」な「指導」行為に従事するのである。そのさい、かれ(もしくは彼女)は激しい権力闘争、党派闘争をいとわない。

(c) 「政治家」と「官僚」 この「政治」と「行政」との違いを、ウェーバーは、「新秩序ドイツの議会と政府」および『職業としての政治』において、とりわけ「政治家」と「官僚」というそれぞれの担当者の機能、なかんづくそれぞれの「責任の取り方」の相違という形で、浮き彫りにして見せた(vgl. MWG I/15, S. 466ff. u. MWG I/17, S. 189f.

『政治論集』三六四ページ以下、五七四ページ以下を参照)。

ウエーバーによれば、「官僚」(「官吏」der Beamte)は、その理念型からすれば、「官庁」(die Behörde)であろうと「公認の」団体」(die Körperschaft)であろうと「(人民の)集会」(die Versammlung)であろうと、要するにか
 れらの「上位に置かれた機関」(die vorgesetzte Stelle)つまり「上司」ないし「上位部門」から、「強制的命令」(die imperative Mandat)を受け、その「命令」を、所定の「服務規則」(die Reglement)に従い、所定の管轄と権限との
 範囲内において、「非党派的に」(unparteiisch)「怒りも偏見もなく」(ohne Zorn und Eingenommenheit)「忠実に執行
 しなければならぬ」。「官僚」は、とウエーバーはつづけている、自己の個人的見解と食い違う命令を受けた場合、
 異議を申立てることができし、また申立てるべきだが、上司がその命令に固執して譲らない場合には、あたかも
 それが自己本来の信念と合致するかのごとくにその命令を遂行し、もって職務にたいする義務の意識を自己の個人
 的、信念の、上位に置くべきである。それが「官僚」の「義務」であるばかりか「名誉」(seine Ehre)である、と。む
 ろんこの厳正な義務観と名誉観とに立脚して公務に従事する官僚にたいしては、地位、俸給、昇進のチャンス、身
 分保障、年金、社会的榮譽の多方面にわたって、それにふさわしい待遇が保障されなければならない。そうしたこ
 とに反撥する青臭い民主主義的潮流は、ウエーバーからすればおよそ論外であった(WuG. 5. Aufl., S.565, 576, 578 u. 568.
 世良訳『支配の社会学』九九、一三六、一三八、一〇九ページ。なお拙稿「ウエーバーの国家」『アンシユタルト』論と『民主主
 義』イデオロギー批判」本誌第一七一号七六ページ以下を参照)。

これにたいして「政治家」は、近代立憲制のもとでは、ウエーバーによれば、やはり「ヘル」たる「君主」ない
 し「平民」(國民)によって然るべき地位に就けられ、「ヘル」から所定の「指 示」(インストラクティオン)を与えられるとはいえ、
 その「指示」に従うか否かは、ぎりぎりのところ本人の判断一つである。ただし「指示」の拒否は「政治家」にとつ
 ては直ちに「辞職」を意味する。「政治家」は、自己の固有の信念と判断とにもとづき、みずからの責任において、

良かれと思う国策を提言し、場合によっては激しい権力闘争をつうじて、だが可能なかぎりの多数派工作を図ることによって、その提言の実現に努める。その提言と活動とが「ヘル」たる「君主」もしくは「国民」に容れられなければ、かれ（もしくは彼女）は野に下るだけである。これが「国政の指導」にあたる者の「固有の責任」の取り方であり、その者の名誉にふさわしい振舞いである。それゆえウエーバーは総括して述べている。「官僚」は「超党派」の態度を持すべきであり、「自己の権力のための闘争の圏外に身を置く」べきだが、「政治家」に固有の「エレメント」は「党派制」と「闘争」と「激情」、つまり「怒りと偏見」(Zorn und Eingenommenheit)である、だから「政治家」と「官僚」とは理念型的には「全く正反対」の精神、「正反対」の「責任の原則」と「名誉観念」とに従って、職務を遂行するのである、と。

③ 君主と議会

こうして本来の意味での「国政の指導」は「政治家」の手にゆだねられ、またゆだねられなくてはならないが、ウエーバーがその中で「指導者民主制」論のコンセプトを基本的に作り上げたドイツの君主政体の枠組のもとでは、「すべてを包み込む官僚制」に対抗し、「官僚層をコントロールする」とともに国政全体の「方向を指示する」(Richtungsweisend) 役割を果たす「政治家」を供給する「インスタントツェン国家諸機関」は、「君主」と「議会」とである(「議会と政府」MWG I/15, S.469, 『政治論集』三六七ページ)。

だが、ウエーバーの見るところ、「君主」そのものは、現代の立憲制国家の条件のもとでは、原則として「政治家」たりえない。^{*}なぜなら「政治家」に固有の「エレメント」は「党派性」と「闘争」と「激情」だが、「君主」は国政上「官僚」とはまた違った意味でそれらのものから超然としていることを要請されるからである。ウエーバーによれば、「君主」が「王冠」を得たのは「政党間の闘争の結果」としてではない。「君主の国家的地位」は「君主」が

「容赦のない闘争から身をへだてている」ことを命ずる。それが「君主」の特権であると同時に義務である (a.a.O., S.471. 『政治論集』三六九ページ)。

* 例外として、ウエーバーはイギリスのエドワード七世やベルギーのレオポルド二世の例をよく引き合いに出すが (ebd., S.472. 同上三七〇ページ。WuG. S. Aufl. S.681. 世良訳『支配の社会学』五〇〇ページ以下、その他)、ここには立ち入らない。

そして「君主」が常日頃そうした「権力闘争」や「党派闘争」から超然としていればこそ——とウエーバーは強調する——、「君主」は、政治諸勢力や政党間の対立で国政が手詰り情況に陥ったとき、調停者としての一定の役割を演ずることができるのであり (ebd., S.528. 同上四二〇ページ)、さらに決定的には、国家非常のさいに国運打開のために「その人格を投入する」可能性を持つことができるのである (ebd., S.509. 同上四〇五ページ)。この点は、「君主」の「政権調整機能」および「国家非常にさいしてのリザーヴの権力としての機能」の問題として、別稿「ウエーバーの君主制論」においてすでに見たとおりである (本誌第一七二号一九ページ以下)。

だが「君主」の「政権調整機能」といい、「国家非常にさいしてのリザーヴの権力としての機能」といい、「君主」の政治的機能は、国家元首たる地位の「終局的独占」による「成り上がり者のカエサル的排除」というその最大の機能とともに、「本質的には消極的機能」である (WuG. S. Aufl. S.680f. 世良訳『支配の社会学』五〇〇ページ、前掲拙稿一八ページ参照。だが、それは「国益」の増進、「国家の Reichbarkeit」の維持の観点からは極めて重要な、そして当該の「歴史的地政学的条件」によって規定された、機能ではある)。しかも、そうした「消極的機能」が積極的な意味を持つのは、大なり小なり国家の不幸にさいしてである。あくまでもそんな不幸を招かず、「君主」の出番の余地を皆無にすることが、「国政指導者」たる者の——最大のといふべきか、最低限のといふべきか——任務といわなくてはな

らない。その任務を心得た「国政指導者」をどこで鍛えるか。その鍛錬場となるべきものとしてウェーバーの期待したものこそが、「議会」であった。「新秩序ドイツの議会と政府」でかれは述べている。

「あらゆる政治の本質は……闘争であり、同志と自発的追隨者とを獲得する活動である。官憲国家の官職コースはこの困難な技術を訓練すべきおよそいかなる機会をも提供するものではない「なぜなら、そこは理念型的にはまさに非党派性の修煉場だから」。……ピスマルクにとっては、周知のとおり、フランクフルト連邦議会が「かれの政治家としての」鍛錬の場であった。……現代の政治家にとっては議会での闘争が、政党にとっては国のなかでの闘争が、与えられた闘技場 (die gegebene Palästra) である。この闘技場は他の何ものによっても——なかんづく「官僚の」昇進のための競争によつては絶対に——置き換えがたい価値をもつ。」(MWG I/5, S.482f. 『政治論集』三七九ページ以下)

④ 「政治指導者選抜の場」としての「活動的議会」

(a) 権力と権威とのある議会　だが議会がそうした「闘技場」となりうるためには、議会はそれにふさわしい権力と権威とを備えていなければならない。でなければ、そもそもその「闘技場」に第一級の人材が集まらないだろう。ウェーバーはヴェルヘルム二世治下のドイツでクルツプやシュティンネスなど「天賦の指導者的資質の持ち主たち」*が工業界や銀行界に流れてしまつて政界に入らうとはしない現状にしばしば言及しているが、その理由は、かれ自身の説明によれば、「議会の無力 (Machtlosigkeit) 及びそれに関連する大臣の地位の純官僚的、性格の結果」であった (ebd., S.481, 同上三七八ページ)。人が議会に選出されたとしても、その活動がせいぜい、「二、三の予算項目を、選挙人の利益に合うよう変更する」ことだとか、「乾分ども」に (einigen Protégés) 「二、三の小扶持の口を見つけてやる」 (ein paar Kleine Pfunden zu verschaffen) ことではない場合に、そんな議会が一体どうして本来の「指導者的資質の持ち主たち」にとつて魅力があるのか、というのである (ebd., S.483, 同上三八〇ページ。傍点引用者)。

* ちなみにウエーバーはかれらの名を挙げるとき、「自分の政治的・社会政策的見解とこれ以上はありえぬほど極端に対立した見解の持ち主」の場合を引き合いに出すのだが、と断っている。念のために。

ところで議会が「指導者の資質の持ち主たち」を魅きつけける「闘技場」となるためには、議会は以下の原則を備えた国家機関でなくてはならぬ、とウエーバーは言う(ebd. S.473. 同上三七一ページ以下)。(一)「行政指導者がほかならぬ議会内部から選出されなければならないという原則(本来の意味での『議会制システム』(“parlamentarisches System” im eigentlichen Sinn))」。(二)「そうでないまでも少なくとも(oder doch)、行政指導者がその職に留まるためには、議会多数派の明示的に表明された信任か、もしくは少なくとも(oder wenigsten)不信任決議の回避を必要とするという原則(指導者の議会による選別淘汰(parlamentarische Auslese der Führer))」。(三)「それゆえ行政指導者が議会もしくは議会委員会の審問にたいして余すところなく陳述し答弁するという原則(指導者の議会制的責任(parlamentarische Verantwortlichkeit der Führer))」。(四)「そして行政指導者が議会の承認した方針に従って行政を指導しなければならないという原則(議会による行政の監督(parlamentarische Verwaltungskontrolle))」。

これらの諸原則は今日「議会制的」民主制の原則といわれるものに合致する。これらの諸原則は、ドイツ人が「立憲制的君主制」(die konstitutionelle Monarchie)と呼ぶところの当時のドイツ第二帝国の憲法体制のもとでは確立されていなかった(拙稿「ウエーバーの君主制論」本誌第一七二号三三三ページ以下を参照)。そのことがウエーバーの言うドイツ「議会の無力(Machtlosigkeit)及びそれに関連する大臣の地位の純官僚的・性格」をもたらす国制上の主因であり、そこでは当時のドイツ帝国憲法第九条の改正によってその主因を取り除き、ドイツ帝国を「立憲制的君主

「制」から右の諸原則を取り込んだ「議會制的君主制」(die parlamentarische Monarchie)へと改編推転させようとするのだが、その点は次号で見ることとし、いずれにしても、右の「議會制的」諸原則が行なわれてドイツ議會が十分な権力と權威とを保障されるなら、「議會」は明らかに政治の頂点に立つて国政を指導する「大政治」(MWG I/15, S.245. 邦訳ウェーバー『ロシア革命論』一五二ページ以下)を志す者の登竜門となり、クルップやシュテインネスらに劣らぬ「天賦の指導者の資質の持ち主たち」を十分魅きつけようだろう。これがウェーバーの期待したことであつた。

(b) 政党の役割とその二類型 だが「議會制的」民主制の諸原則が一応憲法制度の上で確立し、容れ物が形式的に整えられたとしても、容れ物の中味が良くなければ何の意味もない。

その容れ物の中味を決めるものが「政党」である。「議會の機能は、政党のヴォランティアリストイックな介入なしには説明がつかない。というのは、政治的に受動的な市民にたいして候補者と政綱とを呈示し、議會内の妥協や投票によつて行政のための規範を作り、当の行政を監督し、自己の信任によつて行政を支持し、選挙で多数を獲得することと成功した暁には、向後の信任を拒否することによつて行政を転覆する、といった活動を行なうのは政党だからである。」(WuG, 5. Aufl., S. 172. 世良訳『支配の諸類型』一九五ページ)

ウェーバーによれば、当時の欧米の諸政党は、その立脚する原則によつて、「官職授与権政党」(Patronage-Parteien)と『世界観』政党] (“Weltanschauungs-Parteien) (あるづは「信念政党」 Glaubenspartien、「信念政治政党」 Ge-sinnungspolitische Parteien) とに大別される (WuG, aa.O. S. 168f. 同上二八一ページ以下、MWG I/15, S. 457ff. 『議會と政府』『政治論集』三五六ページ以下、MWG I/17, S. 212ff. 『政治』『政治論集』五八七ページ以下)。

前者は、ウェーバーの見方では、アメリカ合衆国の二大政党に典型的に見られるもので、党の「官僚装置」や「微

「^{ザフェルクシヤフト}募装置」で働く「追隨者」に国の官職を配分できるよう、党指導者を国家枢要の地位に送り込むことに党の「唯一の目標」を見いだす。そのために、この型の政党は、有権者の票獲得に最大の効果があると見られる主張なら何であれ、「内容的には何の定見もなく」(inhaltlich gesinnungslos)、他党と競争しながら、自己の政綱に取り入れるのである (MWG I/15, S.457. 『政治論集』三五六ページ以下)。

後者は、ドイツに典型的に見られるものであり、その主観に即して言えば『職業としての政治』には「少なくとも主観的には善意で」zum mindesten mit subjektiver bona fides)とあるが、「内容のある政治的理想」(inhaltliche politische Ideale)の貫徹を目指すものである (ebd., S.458. 同上三五七ページ)。その原則が「かなり純粹な形で見られた」のは、「一八七〇年代」のいわゆる「文化闘争」時代の「ドイツ中央党」(当時のドイツ帝国の宗教的少数派であるカトリック政党)と「官僚制化が徹底する以前の社会民主党」とである (op. cit. 同上)。昔のドイツの保守党や自由主義政党、「ブルジョア民主主義政党」もこの型に属していた、とウエーバーは見ている (WuG, a.a.O., S.168. 前掲『支配の諸類型』一八三ページ)。

* だからまたドイツのリベラルは、左右を問わず、しばしば「好機を逸した」のである。なぜなら、ビスマルクの言うように、「主義主張にこだわるあらゆる政治家につきものの愚行は『好機を逸する』しか能がないこと」だからである (Vgl. MWG I/10, S.263. 邦訳ウエーバー『ロシア革命論I』、名古屋大学出版会、二二八ページ)。だから実際にかれらにおいて支配したものはやはりビスマルクの言うように「無力への意志」(der Wille zur Ohnmacht)であった (MWG I/15, S.498. 『政治論集』三九四ページ)。

しかし、とウエーバーは言うのだが、「政党というものは通常右の二つの原則を同時に併せ持つものである」。ドイツの場合、帝国憲法第九条によって「本来の意味での『議会制システム』の採用が排除されていたため、「指導

的諸官職の授与権は政党にはない」。その代わりに「最も勢力のある諸政党」は、支配的官僚層に圧力を加えて、党员や党支持者たちを少なくとも「非政治的な公的地位」に就かせるのが普通であった。だからドイツでも諸政党は「下位の官職授与権」(Subalternprorogative)を行使したのである(MWG I/5, S.458、『政治論集』三五七ページ)。プロイセン邦では、ウエーバー当時、「保守諸政党が官職を独占していた」し、「保守諸政党によって邦国の官職から締め出されていた諸政党も、自治体行政や健康保険組合の管理業務の獲得にその埋め合せを見いだしていた」(ebd., S.475, 同上三七三ページ)。「世界観政党」たる中央党も、「司教政治機構」はもとよりのこと、「多くの帝国官庁」の人員配置にさいして影響力を行使し(ebd. 同上)、「文化闘争」の消耗戦を耐え抜いたあとでは、「真正正銘の官職授与権政党に変質した」(WuG, a.a.O. 『支配の諸類型』前掲)。

(c)ドイツの政党政治の難問　ウエーバーの政治への基礎視点からして、「政治的無定見」(Gesinnungslosigkeit)と純然たる「信念政治」(Gesinnungspolitik)との両極端が共に排除されるべきであったことはいままでもない。しかしながらウエーバーから見ると当時のドイツの政党政治の由々しい問題は、一九一二年いらい帝国議会第一党と第二党との地位を占めるドイツ社会民主党とドイツ中央党とが「世界観政党」ないし「信念政党」の伝統を引きずっていること、しかも——現実政治においてきわめて重要なことだが——そこに党利党略を見いだしていることにあった(ちなみにドイツ社会民主党は一九五九年のゴータスベルク大会でようやく「世界観政党」から脱皮する)。

「新秩序ドイツの議会と政府」でウエーバーは述べている。「議会制的統治が可能なのは、議会最大の諸政党がその原則からして国政の責任ある指導をとにかく引き受ける用意のある場合に限られる」、だが「それこそこれまでのわが国に存在しなかつた」条件であり、ドイツ政治の「議会主義化」にとって最大の「難関」となるものである(MWG I/5, S.503, 『政治論集』四〇〇ページ)。

「なかんづく最大の政党たる社会民主党は、受難時代から引きずっている似而非革命的しきたり(・・・)と、加うるに「社会主義の到来はいずれ経済的に必然だなどという」一種の進化主義的「だからまた待機主義的」理論とが災いして、たとい条件つきであるにせよ、連立政権への参加(・・・)をおよそ政治的日程にのぼせたことがない。」「だが、ありていに言つて、過去から今日現在にいたるまでのかれらの行動をもつと根底的に規定しているものは、そんな理論上の気遣い「似而非革命的」伝統と「進化主義的」正統信仰との小心翼翼たる護持」よりも、むしろ次の心配である。資本主義の社会と経済とは近いうちに終りそうもない、いかなる政府もその存立条件に拘束されることは必至であるから、そんな「資本家的」政府に加われれば、わが党の階級的同志の信頼をそこない、かれらの支持を失うのではあるまいか、と。だからこそ何十年この方、同党の指導者たちは、ブルジョア的国家機構の運営とかかわつて手を汚すことを避けるため、自党を一種の政治的ゲッター内に閉じ込めてきたのであった。」(Ebd., S.503f. 同上。)]内および強調は引用者)

それゆえ「わが国将来の根本問題は」、とウェーバーは強調する、「同党の態度が将来いかに形成されるか、同党内で国家権力を引き受けるという権力への意志(Der Wille zur Macht im Staate)が勝ちを占めるか、それとも、階級的同志の非政治的な同胞倫理と戦後至るところで著しく勢を増すことの確実なサンディカリズムとが同党を支配するか、ということである。」(Ebd., S.504. 同上)

なるほどドイツ社会民主党は、第一次大戦末期から、やむをえず「ゲッター」から抜け出して間々政権に加わることを余儀なくされたが、国家における断固たる「権力への意志」とそれに伴う厳しい責任意識とを欠き、もはや不可能なはずの「ゲッター」への本家帰りに、しばしば未練を残したのであった。これはワイマル共和国の悲劇の重要な一因をなす。

それではウェーバーは中央党をどう見ていたか。

「ドイツ第二の大政党たる中央党もまた、社会民主党とは若干異なる理由から、これまで議会主義にたいして懷疑的な態度をとってきた。・・・中央党は生まれついで少数政党であったから、議会制的統治となった場合、どのみち議会の少数派に追いやられることに変わりがないこと、しかもその結果、「従来の」同党の権力的地位と、同党が現在「非議会制的官憲国家のもとで官僚との非公式な繋がりやマイナーな取引を利用して」同党支持者に提供している利益とが、危険にさらされることを恐れたのであった。」同党支持者たちが私腹を肥すことができたのは、ほかならぬキヤステイング・ポートを握っているという同党の現在の議会内地位のおかげ」だが、「同党の「官職」授与権利害関係者たち」は「議会主義化」によって「そのチャンス」を失うことを恐れたのである (ibid. 同上四〇一ページ)。

このドイツ帝国議会第一・第二党にたいする同様の指摘は、一層簡約された形で『職業としての政治』の中にも見いだされる。しかもそこでは、「両党の態度がドイツにおける議会制システムの成立を「不可能にした」という、「新秩序ドイツの議会と政府」では明言されなかつた厳しい診断が下される。

「中央党と社会民主党とはどちらも生まれながらの少数政党、しかもそれぞれ思惑があつての少数政党であつた。帝国の中央党幹部は、われわれは議会主義に反対する、議会主義になればわれわれは少数党になり、これまでのように政府に圧力をかけて猟官者に職を斡旋してやることも難しくなるからだと公言してはばからなかつた。社会民主党は既存の政治的・ブルジョアの秩序で身を汚したくないとの理由で原理的な少数党であり、議会主義化を妨げさせた。この二つの政党が議会制システムに背を向けていたという事実がドイツにおける議会制システムを不可能にしたのである。」(MWGI/17, S.219f. 『政治論集』五九二ページ。強調は引用者)

(d) 「ツンフト」型政党か「追隨者団体」型政党か 他方、ウェーバーの見るところでは、政党が「国家におけ

る権力への意志」に燃えた政党、つまり政権担当を目指す政権担当能力のある政党か、それとも、その「信念」(Glauben, Gesinnung) および現実的な「思惑」(Absicht) (＝党利党略) からして「原理的な少数政党」、つまり万年野党にとどまるべき政党かという、上記の相違と密接に関連して、政党が「ツunft」型に組織された政党 (nach Art von "Zünften" organisierte Parteien) か、それとも少数の「リーダー」に「全権」をゆだね、「リーダー」が成功を収める限り「全黨員が「盲目的に『リーダー』に服従する」、「追隨者団体」型政党 (nach Art von "Gefolgschaften" organisierte Parteien) か、そして、そのいずれの組織原理をもつ(諸)政党が当該の国の政党政治において優勢を占めるかということが、その国の実効的な議会制システムの確立にとって枢要の問題となる(「議会と政府」MWG I/5, S.483, 492 u.494; 『政治論集』三八〇、三八九、三九一ページ。『政治』MWG I/17, S.220ff. u.223f. 同上五九二ページ以下、五九四ページ以下)。

ウェーバーの再三強調するところによれば、政治は「少数の法則」に従うものである。なぜなら——本誌前号にすでに見たように(同八ページ)——、「実り豊かな政治は何といっても頭脳によってなされる」ものだが、「責任ある政治的決定が下されるにさいして、その決定に加わる者の数が少なければ少ないほど」、だからまた「誰がいかなる決定を下したか、その責任の帰属が当事者各人にとってもかれらの指導下に立つすべての者にとっても一義的に明白であればあるほど」、「冷静明晰な頭脳の活躍の場はそれだけ大きくなる」からである。しかもこの「責任の帰属」の明確性は、当の政治的リーダーシップにたいする問責批判をそれだけ容易にし、指導者交替の必要と根拠、時機をこれまた明確にするだろう。

そしてこの「少数の法則」は、「政治が規則の制定・命令・文武の官僚による任務の遂行といったルーティンワークに頼るだけでは政策目標を達成できない」、「大政治」(Große Politik) において、とくに妥当する(「ロシアの外見

民主主義への移行」MWG I/15, S.245; 邦訳『ロシア革命論Ⅰ』一五二ページ以下)。

議会内の政党が「大政治」とは無関係なネガティブで消極的な政治、つまり以前の社会民主党のルーティンワークとしたような「似而非革命的」な「反国家的ないし非国家的政治」(eine staatsfeindliche oder staatsfremde Politik)、あるいは中央党——それにドイツ帝国議会の「無力」な情況のもとでは保守諸政党やブルジョア諸政党も——の得意としたマイナーな「官職授与権」行使の政治 (die kleine, subalterne Patronage)、だからまた当時のドイツ流の「利益配分政治」、「利益政治」(の一形態)を行なう場合には (MWG I/15, S.475; 『政治論集』三七三ページ)、政党は、そのルーティンワークの演出組織化を党官僚に任せるにせよ、利益の配分割り当てを党名望家との調整にゆだねるにせよ、要するに、特定の観念的・物的諸財の供給及びその対価たる観念的・物的利益の享有を同業者仲間排他的に割当配分し、その割当配分にあずかる仲間資格をはじめ、仲間内での営業方法・朋輩の序列関係を、当該営業の仲間団体全体による排他的独占をむねとして事細かく規制する、「ツンフト」類似の団体であっても一向に差し支えないし、また実際、往々そうした団体に成りがちである(「ツンフト」の社会学的な原理的定義に関しては、vgl. WuG, 5. Aufl., S.203; 邦訳中央公論社版『世界の名著』50『ウエーバー』五三六ページ参照)。

その点は、ウエーバーのあずかり知らぬ事例とはいえ、第二次大戦後、アメリカに軍事・安全保障・外交の枢要事項を握られることよって「大政治」の可能性を奪われ、一方では官僚と企業・圧力団体との間を、他方では官僚と有権者大衆との間を取り持ちながら、基本的には利益配分・利益誘導・利益還元元の「利益政治」に従事するわが国の政権政党にも当てはまるだろう。

だが、わが国の事例はともかく、そうした「ツンフト」型の政党では、「変わりだねの出る幕はな」い(『政治』MWG I/17, S.220f; 『政治論集』五九二ページ以下)、つまり、生来の政治的天分をもち第一級の「指導者的資質」をもった政

治家の擡頭の余地はない〔議會と政府〕*ebd.*: S.483. 同上三八〇ページ。

ウェーバーは述べている。「ドイツのすべての政党は……名望家ギルドへの発展の道をたどってきた。」〔政治〕*Ebd.*: S.221. 同上五九三ページ〕「ドイツの議會諸政党は昔も今もギルドである。帝國議會本會議で行なわれる演説はすべて事前に党内で隅から隅まで点検を受ける。そのことは演説がひどく退屈なことからも分かる。」〔政治〕*Ebd.*: S.222. 同上〕わたしは、いくつかの政党内部で指導者的資質をもった有能な若手が、年配で党にも功勞のある地方の名士たちや党の領袖たちによってあっさり押えつけられた事例を、少なからず知っている。これはツンフトさながらの情況である。〔議會と政府〕*Ebd.*: S.483. 同上三八〇ページ)

だが、政党が——イギリス議會におけるように、とウェーバーは見ている——「大政治」を志向し、「國家における權力と責任」(*Macht und Verantwortung im State*)とを引き受けようとする場合、またそのことを政治システム(「議會制」システム)の上からも政治風土の上からも否応なく「強制」される場合には、政党内でのこうしたぬるま湯的情況、「ツンフトの本能の支配」は許されるものではない(*ebd.*: S.483. 503. 同上三八〇、三九九ページ)。

なぜなら、まず第一に、本来の政治はつねに「少数の原則」に従い、「少数の指導的グループのみの能く成しうる卓抜な政治の舵取」(*die überlegene politische Manövrierfähigkeit kleiner führender Gruppen*)が「政治的行為を支配する」ものだが(*ebd.*: S.483. 同上三八〇ページ以下)、政党もまたこの「少数の原則」に従い、「指導者」の天分ある者を「党の政治的信任者」として党のトップに据え、かれらに重要事項に関して「限定されない全權」を与えて全黨員がその指示に従う「追隨者団体」方式を組織原理としなければ、「高度に政治的な目的」を実現できないからであり(*ebd.*: S.492. 同上三八九ページ)、第二に、一般黨員や党支持者たちも、自党が「大政治」をめぐる政權の座を争う情況にあるかぎり、勝敗はすなわち「自己を党に結び付けるあらゆる利益」の得喪にかかわり、それはまた党全体がその

利用しうるかぎりの指導的人材を頂点に据えて指導者に自発的に服従するかどうかにかかっていることを、本能的に理解するだろうかである (ebd. S. 483. 同上三八〇ページ。Vgl. auch MWG I/17, S. 204. 同上五八三ページ)。

そして、この「ツンフト」型政党から「追隨者団体」型政党への政党の組織原理の転換は、それ自体「指導者選抜のカエサル主義的転換」の一環をなすものだが、ウエーバーは政党組織原理のこの「カエサル主義的特徴」(dieser "caesarsische" Einschlag)こそが、大衆政治の時代に、政党の「権力」にともなう「責任」の帰属を明確にさせ、だからまた批判者の側からの有効な問責を可能ならしめるものであることを強調する。「新秩序ドイツの議会と政府」でかれは続けて述べている (ebd. S. 483f. 同上三八一ページ)。

「この『カエサル主義的』特徴だけが、多人数の者が運営を執り仕切る会議体にあつては雲散霧消してしまう「強調は引用者」公共にたいする責任「強調原文」をば、特定の数人に帰属させることをも保障するのである。そのことは、まさに本来の民主制において明らかになる。」「アメリカにおいて、大統領の任命する裁判官は国民選出の裁判官よりも能力の点でも廉潔さの点でもはるかにすぐれていた。理由は、裁判官を任命する指導者「大統領」が裁判官の素質にたいしてつねに責任をもつ地位にあつたこと、それゆえまたこの点で指導者が大きな失敗を犯したなら、その指導者を擁する与党はあとになって「次期大統領選における敗北ないし苦戦という形で」その失敗を痛感しなければならなかつたこと、これである。」

(9) 利益政治にたいするウエーバーの態度　ところで、ここでこの政党のあり方の問題と関連して、ウエーバーが「利益政治」をどう考えていたかを見ても無駄ではないだろう。マキャヴェリやフイヒテと同様、政治の世界において、人は「人間の善性と完全性とを前提してかかる権利はない」と考えていたウエーバーは『政治』MWG I/17, S. 238. 『政治論集』六〇三ページ。強調は引用者)、結局のところ「利益政治」をこの世から根絶することなどでき

ない相談だと見なしていた。「利益政治」への志向は、かれにとっては「いずこにおいても同様の、人間的な、あまりにも人間的な関心」であった(「議会と政府」MWG I/15, S.485, 同上三八三ページ)。だからこそまたかれは、大小の「官職授与権政党」たることをもって——「官職授与権」の行使は当時のドイツの「利益政治」の一形態である——あらゆる政党の本質的屬性の一つとしたのである。

であるかぎり、「利益政治」は、政党政治に——いや、人間の本性に変わりがないかぎり、官憲政治であろうと何政治であろうと、いかなる政治にも——つきものである(「ドイツ将来の国家形態」MWG I/6, S.128, 同上五一八ページ)。それを道学者流に非難しても始まらないし、大体、道学者流はウェーバーの最も軽蔑するところである。

そこでウェーバーにとつての問題は、第一に、この「あまりにも人間的な関心」の作動にたいして多少とも明確な責任を負わせることであり(ebd., S.475, 同上三七三ページ)、第二に、この「あまりにも人間的な関心が働くこと」によって、指導者の資質に恵まれた人物の選抜が少なくとも完全に妨げられることのないように「する、ということであった」(ebd., S.485, 同上三八三ページ)。

ところが、かれの見るところでは、「ネガティブな政治」とかわかり、限定された特殊な業界利益の確保に汲々とする「ツンフト」型政党の場合には、「利益政治」は行政官僚や政権政党との「非公式」な裏取引といった政治の「舞台裏」で(hinter den Kulissen)行なわれ、だからまたそれにたいする衆人の監視も効かず、その結果にたいする明確な責任を問われることもないうえ、その名に値する「国政指導者」の輩出を許さない(ebd., S.475, 同上三七三ページ)。まことに「非公式の官職授与権システムは、無責任なるがゆえに、議会制的官職授与権システム一般の最悪の形式であり、政治的には凡庸の輩が幅をきかすことを許す形式である、云々」(ebd., S.505, 同上四〇一ページ以下)。これにたいして「大政治」を目指す「追隨者団体」型政党の場合には、如上の関係が逆転しうるものとウェーバーが

考えていたことは、繰り返すまでもないだろう。

それゆえ、「ネガティブな政治」を目指す政党から「大政治」を目指す政党への転換、そしてそれにとまなう「ツソフト」型政党から「追隨者団体」型の政党への転換は、ウェーバーにとっては、せめて「利益政治」の「最悪の形式」からの政党政治の脱却をはかるうえでも、必要なことであつた。

(f)「委員会」活動中心の「活動的議會」による国政指導者の選抜 さて、こうしてようやく政治指導者を鍛えるための舞台装置ができあがつた。その舞台は議會だが、議會はまず憲法制度上それにふさわしい権力と權威とを備えていなければならず、上記(a)に挙げた広い意味での「議會制システム」の(一)(二)(三)(四)の四条件、ないしは少なくとも(二)(三)(四)の三条件を備えていなければならない。そしてその議會活動に實質を与える政党が、「国家における権力と責任」とを引き受けて「大政治」を志向する「追隨者団体」型政党でなくては、そもそも「指導者」は生まれない。

それでは政党は、さらに、議會のどこでどのようにして政治指導者を鍛えるのか。政党は議會本会議における「スペクタクル演説」をやらせてかれらを鍛えるのか。むしろ「スペクタクル演説」を立派にやつてのけることができるのは、大衆政治の時代の政治指導者にとって極めて重要な資質の一つではある。しかし政治家は、たんなる見てくれだけの政治家、あるいは無責任なデマゴグになるべきでないとすれば、何よりもまず多面的な政治の実際に習熟しなければならない。

政治は日常的には行政を通じて行なわれる。行政は官僚の独壇場である。官僚は自己の管轄領域への第三者の容喙を許さない。それは官僚の「権力的な利害関心」の命ずるところであり(「議會と政府」MWGI/15, S.487, 『政治論集』三八五ページ)、またそれ自体としてはかれらの職務への忠誠義務からして当然のことである。政治家は「行政とある

いは提携し、あるいは対峙しつつ」(ebd., S.490. 同上三八七ページ) 政治の實際を修得しなければならない。

議会の政治家は行政と「提携」するすべを心得ていなければならない。なぜなら議会は何といつても、本来全体として、行政その他の諸機関とともに「一国の運命を共同で指導する」(die Geschichte des Landes mitbestimmend zu leiten) 国家機関だからである (ebd., S.499. 同上三九五ページ。強調は引用者)*。たんなる「ネガティヴな政治」に従事する政党政治家にはありがちなことだが——とウェーバーは述べている——、かれらはしばしば「あたかも敵対勢力に相對するかのごとくに行政指導者と対立している」けれども、行政担当者のほうは行政担当者のほうで、やはりかれらを「敵対勢力」として取り扱い、かれらに「必要最小限の情報」しか与えようとはしない。そうなる、そうした政治家は、行政担当者たちが軽蔑して言うように、「実際には役立たずのうるさ型、不平屋」(impotenter Nörgler)、「半可通」(Besserwisser) ではなくなる (ebd., S.473. 同上三七七ページ)。

* この mitbestimmend zu leiten あるいは単純に mitbestimmen という言葉は、ウェーバーにおいて極めて重い言葉である。それは、政治の要諦を心得ない「半可通」の民主派にありがちな「議會絶対主義」ないし「議會至上主義」を拒否するものである。ある。

他方では、議会の政治家は行政と「対決」しなければならない。そして「対決」して行政担当者たる官僚から必要な情報を引きだし、行政を監視監督しなければならない。そのことは、そもそも「議會制システム」のもので活動する議會政治家の基本的な責務の一つである。だが官僚は、当然のことながら、「職務権限」を楯に、正統な権限のない第三者にたいして、行政にかかわる「専門的知識」および「職務上の知識」——これはいうまでもなく「官僚の権力的地位」の二大存在根拠である (ebd., S.488. 同上三八五ページ)——を公開することはない。この官僚の強

いガードを突き崩すものとしてウェーバーが強調したものが、議会代表に認められるべき——それは議会の右の責務が正統化する——「調査権」^{インケステリット}であった。議会代表は、被審問者の厳しい宣誓義務をとまなう「調査権」の行使によって当該の行政責任者から必要な行政上の情報を引きだし、行政にたいする議会代表としてのみずからの責務を果たすと同時に、政治の実際を修得するのである（*ibid.*: S. 489, 同上三八六ページ）。

この「調査権」行使の場はもちろん議会本会議ではなく、各案件ごとの専門的な議会諸委員会であり、そしてその委員会こそが、ウェーバーの期待した政治指導者の鍛錬場であった。かれは「議会制システム」の母国イギリスの議会政治の慣行を念頭に置きながら述べている。「政治家の政治的訓練は、むしろ議会本会議における見てくれのいいきらびやかな演説によって行なわれるものではない。それはかれらが議員生活を重ねる中で、不断の激しい活動を通じてのみ、達成されるのである。名の通ったイギリスの議会指導者たちは、かならず何らかの委員会活動の訓練を受け、そしてそれを皮切りに、しばしば全行政部門を一巡して行政の手ほどきを受けたのち、はじめて議会指導者としてのその地位を獲得したのである。イギリスでは、政治家は、強力で活動的な議会諸委員会の中で行政の実際とかかわり、そこで自己の力量を証明しなければならぬが、こうした緊張した活動による訓練だけが、議会という会議体を、たんなるデマゴグではなく、国政に実質的な貢献をする政治家を選び分け淘汰する場とするのである。そうした選択の場として、イギリス議会は……今日まで他国の追隨を許さない。」（*ibid.*: S. 491, 同上三八八ページ）

そしてこの議会諸委員会の実質的な討論が官僚を監督すると同時に、日刊新聞等のメディアを通じて国民を政治的に教育するのである。国民の「政治的成熟度」というものは不信任投票とか大臣弾劾とかいったフランス・イタリヤ式の無組織な議会主義に見られる大芝居によって示されるものではなく、国民が官僚層によってみずからの案件

を、処、理、さ、れ、る、仕、方、に、通、じ、て、お、り、不、断、に、そ、れ、を、監、視、し、そ、れ、に、影、響、を、与、え、る、と、こ、ろ、に、示、さ、れ、る」のである(ebd., S. 489. 同上三八六ページ)。

こうしてウエーバーは結論づける。「調査権によって保障された議会諸委員会が、行政とあるいは提携しあるいは対峙しつつ、行政にたいし不断の監督と協力を行なう情況」が生まれてこそ、「国家機関としての議会の積極的成果」もあがるし、「議会が政治指導者の選抜の場」とも成りうるのである(ebd., S. 490. 同上三八七ページ)。まさにその意味での「おしゃべりする議会」(ein redend-es Parlament)ではなく「活動的な議会」(ein arbeitendes Parlament)だけが(ebd., S. 486. 同上三八三ページ)、行政その他の諸機関とともに「一国の運命を共同で指導する」(die Geschichte des Landes mitbestimmend zu leiten) 国家機関となり、国家の統治可能性を保障するのである。(ebd., S. 499. 同上三九五ページ。強調は引用者)。